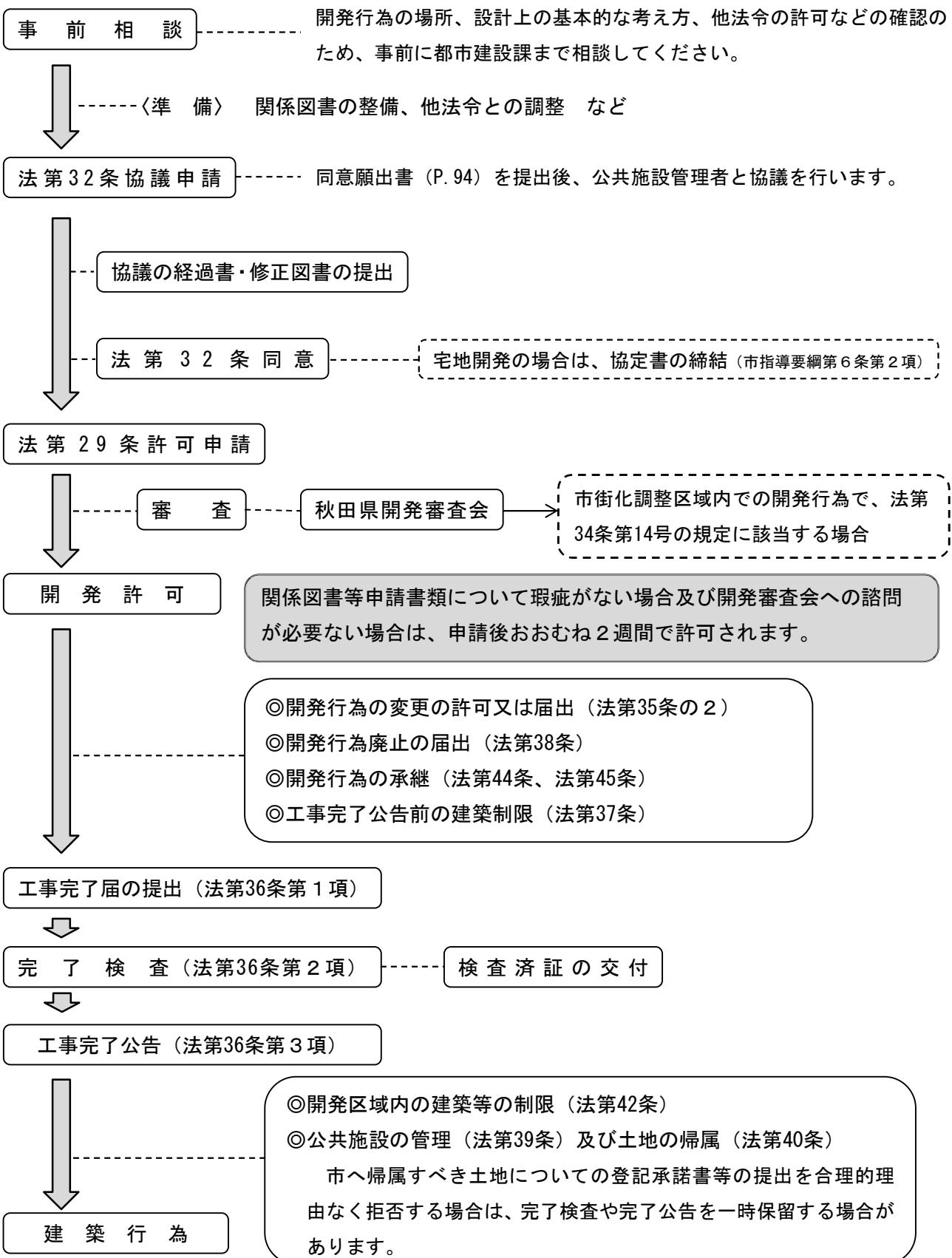


## 第6章 許可申請手続

### 1. 許可手続の概要（フロー）



## 2. 開発許可申請等添付図書一覧

### (1) 開発許可〈法第29条〉〈法第34条の2〉

#### 書類

○：必要、×：不要

※：1ha未満のものを除く。

添付順序	書類の名称	申請			区分		備考
		32条協議申請	許可申請	34条の2協議申請	自己居住用	自己業務用	
◇	都市計画法第32条の規定に基づく同意願出書	○			×	○	○ その他様式－1 法定外公共物の場合はその他様式－2
1	開発行為許可申請書		○	×	○	○	○ 別記様式第2又は第2の2
	開発行為協議申請書		×	○	×	○	○ その他様式－3
2	設計説明書		○	○	×	○	○ 市規則様式第7号
3	資金計画書		○	○	×	※○	○ 別記様式第3
4	公共施設管理者の同意書		○	○	○	○	○ 市規則様式第1号
5	公共施設管理予定者との協議の経過書		○	○	○	○	○ 市規則様式第2号
6	関係権利者の同意書		○	○	○	○	○ 市規則様式第8号
7	法定外公共物の区域編入同意書		○	○	○	○	○ 土地改良区、水利組合等
8	排水の同意書		○	○	○	○	○ 土地改良区、水利組合等
9	給水施設						
	①水道事業者から給水を受ける場合 →水道事業者との協議経過書		○	○	×	○	○
	②専用水道（共同井等）又は各井による給水を受ける場合 →保健所又は（財）予防衛生協会の水質検査合格証		○	○	×	○	○
10	消防協議の経過を示す書面		○	○	×	○	○
11	開発区域外の工事施工許可証等		○	○	○	○	○ 道路に係る工事・占用 →道路法第24条・第32条 河川の占用・河川での工作物等の新築 →河川法第24条・第26条 海岸に係る工事・占用 →海岸法第7条・第13条 下水道等の工事 →下水道法第16条
12	開発区域内の土地の登記事項証明書		○	○	○	○	○ 市規則第2条
13	設計資格証明書		○	○	※○	※○	○ ※最終学校卒業証明書 ※実務経歴証明書 ※主な設計経歴書など 省令第19条
14	申請者の資力信用に関する書類 (1) 法人登記事項証明書（個人の場合には住民票の写し） (2) 事業経歴書		○	○	×	※○	○ 等級格付表登録者は不要 (等級格付通知書を添付) *最近2箇年における国税又は県税に係るもの

	(3) 納税証明書*							市規則第2条
15	工事施行者の能力に関する書類 (1) 法人登記事項証明書 (2) 事業経歴書 (3) 建設業の許可証明書		○	○	×	※○	○	等級格付表登録者は不要 (等級格付通知書を添付) 市規則第2条
16	手数料領収済通知書の写し		○	×	○	○	○	

図 面

[ ○ : 必要、× : 不要 ]  
[ ] 内は縮尺

添付順序	図面の名称	申請			区分			明示すべき事項等
		32条協議	許可申請	34条の2協議申請	自己居住用	自己業務用	非自己用	
1	位置図 [1/50,000以上]	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の位置、方位</li> <li>・周辺の主要交通機関、主要道路、排水先の河川その他目標となる地物</li> </ul>
2	区域図 [1/2,500以上]	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域</li> <li>・市町村界及び市町村の区域内の町又は字の境界</li> <li>・都市計画区域界、土地の地番及び形状</li> </ul>
3	現況図 [1/2,500以上]	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形（等高線は2mの標高差を表示）</li> <li>・開発区域の境界</li> <li>・開発区域及び周辺の道路、水路等の公共施設の位置及び現況（道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員、消防水利の位置、防火対象範囲等）</li> <li>・官公署、文教施設その他公益的施設の位置及び現況</li> <li>・樹木又は樹木の集団の状況（1ha以上の開発行為）</li> <li>・切土、盛土を行う部分の表土の状況（1ha以上の開発行為）</li> </ul>
4	公図写	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局備付けの公図</li> </ul>
5	土地利用計画図 [1/1,000以上]	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界</li> <li>・公共施設、公益的施設の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び面積等</li> <li>・敷地に係る予定建築物等の配置、用途等</li> <li>・樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置及び形状</li> <li>・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称</li> <li>・法面の位置及び形状</li> <li>◆この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。</li> <li>◆予定建築物等の用途は、各敷地ごとに住宅、店舗、共同住宅、工場と専用併用別に具体的に記入すること。</li> <li>◆開発区域は赤線で枠取りすること。</li> </ul>
6	造成計画平面図 [1/1,000以上]	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の境界、工区界</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>・がけ又は擁壁の位置、種類及び高さ</li> <li>・道路の位置、形状、幅員及び勾配</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・公園、緑地、広場の位置形状、面積、出入口及びさ</li> </ul>

								く又は高いの位置 ◆開発区域は赤線で枠取りすること。 ◆切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
7	造成計画断面図 [1/1,000以上]	○	○	○	○	○	○	・切土又は盛土をする前後の地盤図 ◆開発区域は赤線で枠取りすること。 ◆高低差の著しい箇所について作成すること。
8	排水施設計画平面図 [1/500以上]	○	○	○	○	○	○	・排水区域の区域界 ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 ◆水の流れの方向は→で表示し、開発区域全体にわたって詳細に記入すること。
9	給水施設計画平面図 [1/500以上]	○	○	○	×	○	○	・給水施設の位置、形状、内のり寸法、取水方法 ・消火栓の位置、構造 ・予定建築物等の敷地の形状 ◆排水施設計画平面図にまとめてよい。
10	がけの断面図 [1/50以上]	○	○	○	○	○	○	・がけの高さ ・勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・切土又は盛土をする前の地盤面、がけ面保護の方法 ◆切土した土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土した土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 ◆擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は不要。
11	擁壁の断面図 [1/50以上]	○	○	○	○	○	○	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法
12	求積図 [1/1,000以上]	○	○	○	○	○	○	・開発区域内全体の求積表 ・開発区域内の宅地及び公共施設の求積図
13	境界確認図 [1/1,000以上]	○	○	○	○	○	○	・開発区域 ・隣地所有者の境界同意 (住所、氏名、押印、同意年月日)
14	その他市長が必要と認めたもの	○	○	○	○	○	○	・各種計算書等

## (2) 完了公告前の建築制限（法第37条）

番号	書類及び図面の名称	縮 尺	明示すべき事項等
1	工事完了公告前建築物等承認申請書	—	市規則様式第12号
2	配置図	1/500以上	敷地の形状、建築物又は特定工作物の配置
3	平面図	1/500以上	建築物又は特定工作物の形状、面積
4	建築物等の敷地の利用に関する権利を有することを証する書類	—	当該敷地の土地登記簿謄本、関係権利者の建築等についての同意等（開発許可の同意書とは異なる）
5	開発許可を受けた者の同意書	—	開発許可を受けた者の氏名、住所、許可番号、許可年月日、

			同意年月日
6	特に必要と認められる書類	—	開発許可に関する工事及び建築工事を対照した工程表等

(3) 開発許可を受けた土地における建築等の制限 〈法第42条〉

番号	書類及び図面の名称	縮 尺	明示すべき事項等
1	予定建築物等以外の建築（建設、用途変更）の許可申請書	—	市規則様式第15号 法第42条第2項の協議の場合は、その他様式－5
2	配置図	1/500以上	敷地の形状、建築物又は特定工作物の配置
3	平面図	1/500以上	建築物又は特定工作物の形状、面積
4	土地の利用に関する権利を有することを証する書類	—	当該敷地の土地登記簿謄本、土地売買契約書等
5	手数料納入済通知書の写し	—	

(4) 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限 〈法第43条〉

番号	書類及び図面の名称	縮 尺	明示すべき事項等
1	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	—	別記様式第9（第34条関係） 法第43条第3項の協議の場合は、その他様式－6
2	土地登記簿謄本（登記事項証明書）	—	
3	関係権利者の同意書	—	申請者と土地の所有者が異なる場合
4	現況写真	—	・四方から撮影した写真 ・当該区域を赤線で枠取りすること。
5	位置図（案内図）	1/1,500 又は/2,500	・方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設 ・当該区域を赤線で枠取りすること。
6	公 図 写		・法務局備付けの公図 ・公図の原本と等縮尺とすること。 ・当該区域を赤線で枠取りすること。
7	建築物の配置図	1/500以上	・敷地の境界、建築物の位置又は第1種特定工作物の位置 ・敷地の現況も明示すること。（がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称） ・建築物の用途の変更の場合は、がけ及び擁壁の位置については省略してよい。
8	求 積 図	1/1,000以上	
9	建築物の平面図	1/500以上	
10	建築物の立面図	1/200以上	2面以上作成すること
11	手数料納入済通知書の写し		
12	その他市長が必要とする書類		

### 3. 開発許可申請図書作成上の留意事項等

#### 1. 工区の設定

相当規模の開発行為を行うときは、開発区域を複数の区域（工区）に分けて申請することができます。この場合、申請に係る図書は、開発区域全体及び工区ごとの内容が明確になるように作成されなければなりません。

また、工事完了の届出、検査及び工事完了公告は工区ごとに行われることになりますので、法第37条に規定する建築制限等は、工区単位でその適用が解除されることになります。

#### 2. 自己居住用、自己業務用、その他の用の区分

開発許可に係る技術基準は、開発行為の目的となる建築物等が、自己居住用、自己業務用、その他 の用によって適用される範囲が異なります。

この区分は、法第33条の技術基準、法第34条の立地基準、許可申請手数料の算定等に関係することになります。（P. 21）

#### 3. 設計者の資格

##### 法第31条（設計者の資格）

前条の場合において、設計に係る設計図書（開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるもの<sup>①</sup>を実施するため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、国土交通省令で定める資格<sup>②</sup>を有する者の作成したものでなければならない。

##### ①「国土交通省令で定めるもの」

開発区域の面積が1ha以上の開発行為に関する工事をいいます。（省令第18条）

##### ②「国土交通省令で定める資格」（省令第19条）

資 格	資格を要する設計		開発区域の面積
	1ha以上20ha未満	20ha以上	
イ. 大学（短期大学を除く）で右の課程を修めて卒業後、右の技術に対して、2年以上の実務の経験を有する者			
ロ. 短期大学において右の修業年限3年の課程（夜間部は除く）を修めて卒業後、右の技術に関して、3年以上の実務の経験を有する者			左記のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書を作成した経験を有する者
ハ. ロに該当する者を除き、短期大学、高等専門学校、旧専門学校において、右の課程を修めて卒業後、右の技術に関して、4年以上の実務の経験を有する者	・ 土木、建築、都市計画、造園に関する課程 ・ 宅地開発に関する技術		
ニ. 高等学校、中学校又は旧中学校において、右の課程を修めて卒業後、右の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者			
ホ. 技術士法による本試験のうち右の部門に合格した者で、右の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	・ 建設、水道、衛生工学の部門 ・ 宅地開発に関する技術		

ヘ. 建築士法による一級建築士の資格を有する者で、右の技術に関して、2年以上の実務の経験を有する者	・ 宅地開発に関する技術	左記のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書を作成した経験を有する者
ト. 右の技術に関する7年以上の実務経験含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、登録講習機関が行う講習を修了した者		
チ. 大学（短期大学を除く）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、右の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者		

### 3. 地権者等の同意

開発行為をしようとする土地若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物について、開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ておく必要があります。(P. 60)

## 4. 開発許可手数料

「潟上市開発許可等手数料徴収条例」(平成23年3月14日潟上市条例第3号)

### 1. 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項又は第2項）

開発区域の面積 (ha)	予定建築物が自己の居住 の用に供されるもの (自己居住用)	予定建築物が自己の業 務の用に供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1未満	8,600円	13,000円	86,000円
0.1以上0.3未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3以上0.6未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6以上1.0未満	86,000円	120,000円	260,000円
1.0以上3.0未満	130,000円	200,000円	390,000円
3.0以上6.0未満	170,000円	270,000円	510,000円
6.0以上10.0未満	220,000円	340,000円	660,000円
10.0以上	300,000円	480,000円	870,000円

### 2. 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（ア＋イ＋ウ） ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料は870,000円とする。		
ア	開発行為に関する設計の変更の場合 (イのみに該当する場合を除く。)	開発区域の面積（イに規定する変更を行う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、新規許可申請手数料に1/10を乗じた額
イ	新たな土地の開発区域への編入 * 法第30条第1項第1号から 第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ、新規許可申請手数料と同額
ウ	その他の変更	10,000円

### 3. 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料

（法第41条第2項ただし書（第35条の2第4項において準用する場合を含む。））

手 数 料	46,000円
-------	---------

4. 予定建築物以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

手 数 料	26,000円
-------	---------

5. 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条第1項）

敷地の面積(ha)	手 数 料
0.1未満	6,900円
0.1以上0.3未満	18,000円
0.3以上0.6未満	39,000円
0.6以上1.0未満	69,000円
1.0以上	97,000円

6. 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

承認申請の種類	手 数 料
自己の居住の用に供するもの・自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ha未満）	1,700円
自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ha以上）	2,700円
その他のもの	17,000円

7. 開発登録簿の写しの交付申請手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき	470円
---------	------

8. 優良宅地造成認定申請手数料

（「湯上市優良宅地造成認定申請手数料条例」（平成18年3月28日条例第4号）

造成宅地の面積(ha)	手 数 料
0.1未満	86,000円
0.1以上0.3未満	130,000円
0.3以上0.6未満	190,000円
0.6以上1.0未満	260,000円
1.0以上3.0未満	390,000円
3.0以上6.0未満	510,000円
6.0以上10.0未満	660,000円
10.0以上	870,000円

## 【「2. 開発行為変更許可申請手数料」について】

### 法第30条（許可申請の手続）

前条第1項又は第2項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
- 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途
- 三 開発行為に関する設計
- 四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者をいう。以下同じ）
- 五 その他国土交通省令で定める事項

### 省令第15条（開発許可の申請書の記載事項）

法第30条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ha以上のものを除く。）にあっては、第4号に掲げるものを除く。）とする。

- 一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別
- 三 市街化調整区域内において行う開発行為にあっては、当該開発行為が該当する法第34条の号及びその理由
- 四 資金計画

### ●変更申請のパターン

開発区域の規模 変更内容	増減なしの場合 ①	減の場合 ①-②	増の場合 ①+③	増減ありの場合 (①-②)+③
I. 設計の変更	①×1/10	(①-②)×1/10 又は③の手数料*	①×1/10+③ 又は③の手数料*	(①-②)×1/10+③
II. 予定建築物等の用途	10,000円		上記③に含まれる	
III. 工事施行者	10,000円		上記③に含まれる	

IV. その他の変更	
・工事着手, 完成年月日	
・開発行為の目的の別 (自己用・非自己用等)	10,000円
・法第34条の該当号及び 理由	
・資金計画	
変更許可申請手数料	I + II + III + IV (87万円を限度額とする)

※ 変更前の開発区域の設計変更がない場合

## 5. 公共施設管理者の同意及び協議

### 法第32条（公共施設の管理者の同意等）

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

- 2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。
- 3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。

### 政令第23条（開発行為を行なうについて協議すべき者）

開発区域の面積が20ha以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者（開発区域の面積が40ha未満の開発行為にあっては、第3号及び第4号に掲げる者を除く。）と協議しなければならない。

- 一 当該開発区域内に居住することとなる者に關係がある義務教育施設の設置義務者
- 二 当該開発区域を給水区域に含む水道法第3条第5項に規定する水道事業者
- 三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及びガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者
- 四 当該開発行為に關係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者

### 〈公共施設管理者の同意〉

開発許可申請をしようとする者は、開発行為の円滑な施行と公共施設の管理の適正性等を確保するため、あらかじめ、当該開発行為に關係する公共施設の管理者と協議し、その同意を得る必要があります。この場合は、別記様式一「都市計画法第32条の規定に基づく同意願出書」(P. 94)に必要な図面を添付のうえ、提出してください。

- (1) 「公共施設」とは、都市計画法上、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。(法第4条第14号)
- (2) 「開発行為に關係がある公共施設」とは、開発区域内にある既存の公共施設のほか、開発区域外にあって、開発区域に接続することとなる道路や、開発行為の実施にともなって変更又は廃止されることとなる公共施設をいいます。
- (3) 公共施設である水路とその管理者  
開発区域内の用排水路の付け替え、拡幅、護岸の整備又は開発区域内の排水の放流先である開発区域外の用排水路については、市又は土地改良区が管理者となります。  
また、当該水路と一体として影響を受けることとなると認められる揚水機場又はため池で、当該水路の管理者と異なる者が管理している場合は、水路の管理者の同意と合わせて、当該揚水機場又はため池の管理者の同意も必要となります。
- (4) 法定外公共物（里道及び水路）の取扱いについて  
① 開発区域内外の法定外公共物に關し同意を得ようとする場合は、別記様式一「都市計画法第32

条の規定に基づく同意申請書」(P. 95)に、位置図、公図の写し、新たに設置しようとする公共物の平面図、その他必要な図書を添付のうえ、総務課に提出してください。

- (2) 現在公共物として機能しておらず、公図で確認できることにとどまる場合、開発区域内に存在し、開発区域により変更を伴わない場合であっても同意が必要です。なお、新たに代わるべき公共施設が設置されない場合は、別途用途廃止に係る手続が必要となります。

「用途廃止」とは、道路や水路等の国有財産をその用に供する必要がないと認める手続きです。

### 〈公共施設管理者との協議〉

- (1) 協議の相手は、開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置される公共施設の管理予定者となります。

- ・道路、公園、緑地 → 都市建設課
- ・上水道、下水道 → 上下水道課
- ・防犯灯、ごみ集積所 → 市民課
- ・消火栓、防火水槽 → 総務課

- (2) 協議の内容

協議は、別記様式－1 「都市計画法第32条の規定に基づく同意願出書」(P. 94) をもとに行うことになります。協議の内容は、新たに設置される公共施設の位置、規模、構造等のほか、管理に関する事項や用地の帰属及び費用の負担等について協議します。

なお、協議終了後はその内容等を「公共施設管理予定者との協議の経過書」(P. 127) に明記し、相互に押印した上で、開発許可申請の際に添付することになります。

- (3) 開発規模が大きい場合は、(2)の協議を行うほかにも次の相手との協議が必要になります。

20ha以上の開発	義務教育施設の設置義務者 水道法第3条第5項に規定する水道事業者
40ha以上の開発	一般電気事業者、一般ガス事業者 関係あるJR、地方鉄道事業者、軌道経営者
50ha以上の開発	国土交通省との防災協議

- (4) 5ha以上の開発行為及び大規模店舗、配送センター、レジャー施設、卸売市場等、大量の道路交通の集中・発生が予想される業務の用に供する建築物等の場合は、公安委員会の意見を聴取するなど、十分な連絡調整を行ってください。

- (5) その他必要な協議

開発行為に伴い給水施設を共同井等で設置する場合で、計画人口が100人を超える等一定の条件を満たす場合は、水道法第32条の確認を受ける必要がありますので、その協議の経過を示す書面を開発許可申請書に添付してください。

※ 専用水道の場合は、水道法等の規定に基づき水質等の検査が求められることになりますが、計画人口が100人に満たない場合かつ共同井等で対処する場合、さらには各戸井で対処する場合にあっても水質等の検査を受けてください。

- 検体……………1.8ℓ程度
- 検査の実施……保健所、(財) 予防衛生協会

様式－1

都市計画法第32条の規定に基づく同意願出書

令和 年 月 日

公共施設の管理者

潟上市長 様

同意願出人

住所

氏名

都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けるため下記について、あらかじめ同意願います。

記

1. 開発区域に含まれる地域の名称
2. 開発区域の面積 平方メートル
3. 公共施設の名称及び所在
4. 公共施設の形質変更面積 平方メートル
5. 予定建築物等の用途
6. 工事施行者住所及び氏名
7. 工事着手、完了予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
8. その他必要な書類
9. 添付図面

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
開発区域位置図	1/5,000以上	位置を表示した地形図
開発区域区域図	1/2,500以上	字の境界、土地の地番、形状
現況図	1/2,500以上	地形、開発区域の境界並びに開発区域内及び開発区域周辺の公共施設
土地利用計画図	1/1,000以上	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状
造成計画平面図	1/1,000以上	切土又は盛土する土地の部分、がけ又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配
造成計画断面図	1/1,000以上	高低差の著しい箇所の切土又は盛土をする前後の地盤面
排水施設計画平面図	1/500以上	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり、寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称

様式－2（法定外公共物の場合）

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書

開発行為場所					
開発行為の目的					
開発区域の面積					
工 期					
法定外公共物	所在				
	面積	道路	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
新たに設置し、帰属することになる公共物	所在				
	面積	道路	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
添付書類					
<p>上記のとおり、法定外公共物を開発区域に含めること並びに新たに設置する公共物のうち、市有財産とすることについて同意を得たく、都市計画法第32条の規定に基づき、申請する。</p>					
令和 年 月 日					
<p>潟上市長 様</p>					
開発許可申請者					

〈添付書類・図面〉

① 利害関係人の同意書

② 位 置 図

国土地理院発行の1／25,000～1／50,000の地図又はこれに類する地図に赤線で当該財産の位置を明示してください。

③ 公 図 写

法務局備付の公図から、当該財産の箇所及びその隣接地の全部を転写したもの（着色箇所は同様に着色したうえ、当該財産を線で囲む等して明示する）に次に掲げる事項を記入してください。

ア 地番、地目及び土地所有者名

イ 当該公図の所在する法務局名

ウ 当該公図の転写年月日及び転写した者の氏名・押印

④ 現況平面図

縮尺は1／500～1／2,000程度

当該財産の箇所及びその周辺の地形並びに地物を表示してください。

⑤ 土地利用計画図

⑥ 公共施設の新旧対照図

⑦ 同意を求める公共施設の求積図

⑧ 開発後設置される公共施設の求積図（求積に当たり新たに帰属する面積を明確にしてください。）

⑨ 新たに設置され渉上市に帰属する公共施設の構造図

⑩ 申請財産及びその周辺の現況写真

公図写と、当該写真とが対照できるようにしてください。

⑪ 土地登記簿謄本

開発区域内の土地で新たに設置され、渉上市帰属となる公共施設の土地の登記簿謄本を添付してください。

⑫ 開発区域内の土地一覧表

開発区域内の土地の地番、地目、権利関係等を一覧表にして添付してください。

⑬ 境界確認図

所在地、測量方法、測量器具の種類、測量年月日、方位、縮尺、測量者職・氏名印等を記載してください。縮尺は原則として1／250又は1／500としてください。